

臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

株主総会参考書類

- ① オプテックス株式会社の定款の定め
- ② オプテックス株式会社の最終事業年度（平成 27 年 12 月期）に係る計算書類等

オプテックス・エフエー株式会社

【オプテックス株式会社の定款】

定 款

オプテックス株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、オプテックス株式会社と称し、英文では OPTEX Company, Limitedと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種センサおよび同装置に関する各種システムの開発、設計、製造、販売およびリース
- (2) 各種制御用機器、計測用機器および通信用機器ならびに同装置に関する各種システムの開発、設計、製造、販売およびリース
- (3) ソフトウェアの開発、販売およびリースならびにコンピュータを利用した情報提供サービス
- (4) 電気工事、電気通信工事および機械器具設置工事の調査、設計、施工および監理ならびにそれらの請負
- (5) 前各号に関連する工業所有権、ノウハウ、その他の無体財産権の売買、仲介および利用
- (6) 不動産の賃貸および管理
- (7) 有価証券の保有および他会社への投資
- (8) スポーツクラブの運営
- (9) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を滋賀県大津市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(中間配当)

第34条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

1979年(昭和54年)	5月12日	制 定
1985年(昭和60年)	2月25日	改 正
1989年(平成元年)	2月27日	改 正
1990年(平成2年)	3月20日	改 正
1991年(平成3年)	3月28日	改 正
1992年(平成4年)	3月27日	改 正
1994年(平成6年)	3月28日	改 正
1999年(平成11年)	3月30日	改 正
2000年(平成12年)	3月30日	改 正
2001年(平成13年)	3月29日	改 正
2001年(平成13年)	10月1日	改 正
2001年(平成13年)	11月30日	改 正
2002年(平成14年)	3月28日	改 正
2003年(平成15年)	3月29日	改 正
2003年(平成15年)	4月1日	改 正
2004年(平成16年)	3月27日	改 正
2006年(平成18年)	3月25日	改 正
2007年(平成19年)	3月24日	改 正
2008年(平成20年)	3月29日	改 正
2009年(平成21年)	3月28日	改 正
2015年(平成27年)	3月28日	改 定
2016年(平成28年)	6月7日	改 定

オペテックス株式会社の最終事業年度（平成27年12月期）に係る計算書類等

事業報告

（平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済情勢は、国内においては政府の経済政策や日銀による金融緩和などを背景に企業収益が向上し、雇用環境も改善されるなど景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方、海外におきましては、米国景気が回復基調を維持したものの、米国における金融政策の方針転換や中国をはじめとする新興国経済の景気下振れリスクなど国際的な不安要素もあり、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、中国における景気減速懸念はあるものの、国内外における設備投資需要の回復や円安基調による輸出環境の改善など、総じて底堅い状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、「『新しい』を生み出す」を中期経営方針に掲げ、「既存コア事業の拡大・強化」、「新規事業の創出」、「人材の育成」を重要課題として業績の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、277億93百万円と前年度に比べ8.2%の増収となりました。利益面につきましては、ドル高による原価率の上昇があったものの、売上高増加による売上総利益の獲得に加え販売費及び一般管理費の伸びの抑制などにより営業利益は31億61百万円（前年度比23.6%増）となりました。一方、為替差損の発生などにより経常利益は32億22百万円（前年度比5.9%増）、当期純利益は20億51百万円（前年度比8.1%増）となりました。

当連結会計年度における事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【センシング事業】

当社グループの主力事業であるセンシング事業は、売上高193億79百万円（前年度比7.6%増）、営業利益23億61百万円（前年度比36.2%増）となりました。

防犯関連につきましては、売上高142億8百万円（前年度比9.2%増）となりました。国内におきましては、屋外用センサ付LED照明の採用が進み前年実績を上回りました。海外におきましてもテロに対する警戒の強化や移民の増加による不安心理の拡大を背景に、北米の外周警戒システム及び南欧向け屋外警戒用センサの販売が順調に推移し、前年実績を上回る結果となりました。

自動ドア関連につきましては、国内では建築資材価格の高騰や人手不足による工期の遅延などにより前年実績を下回ったものの、海外におきましては北米及び欧州の大手自動ドアメーカーから自動ドア用センサの安全性と信頼性を高く評価され、OEM販売が順調に推移した結果、売上高43億86百万円（前年度比3.3%増）となりました。

【F A事業】

F A事業は、国内におきましては、自動車、電機、電子部品業界において設備投資が活発に行われたことにより、変位センサ、LED照明等のアプリケーション機器の販売が順調に推移しました。海外におきましては、欧州向けの販売は減少したものの、中国においてスマートフォン業界向けにアプリケーション機器の販売が順調に推移したことから前年実績を上回りました。この結果、売上高56億48百万円（前年度比9.0%増）、営業利益3億6百万円（前年度比40.8%増）となりました。

【生産受託事業】

中国における生産受託事業につきましては、受託製品数量が増加したことにより増収となり、売上高13億25百万円（前年度比43.7%増）となりました。営業利益は原価率の変動などにより2億61百万円（前年度比12.6%減）となりました。

事業セグメント別の売上高状況

事業区分	第 36 期		第 37 期		前年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
センシング事業	百万円 18,013	% 70.1	百万円 19,379	% 69.7	百万円 1,366	% 7.6
防犯関連	13,013	50.7	14,208	51.1	1,194	9.2
自動ドア関連	4,245	16.5	4,386	15.8	141	3.3
その他	754	2.9	784	2.8	30	4.0
F A事業	5,180	20.2	5,648	20.3	467	9.0
生産受託事業	922	3.6	1,325	4.8	402	43.7
その他	1,561	6.1	1,439	5.2	△121	△7.8
合計	25,678	100.0	27,793	100.0	2,115	8.2

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は6億11百万円であります。

その主なものは、当社における新製品開発、製造のための金型取得及び子会社であるOPTEX(DONGGUAN)CO.,LTD.における製造設備の増設であります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 34 期 平成24年度	第 35 期 平成25年度	第 36 期 平成26年度	第 37 期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	20,699	23,582	25,678	27,793
営 業 利 益 (百万円)	1,398	2,108	2,558	3,161
経 常 利 益 (百万円)	1,680	2,628	3,043	3,222
当 期 純 利 益 (百万円)	825	1,620	1,897	2,051
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	49円88銭	97円90銭	114円68銭	123円96銭
総 資 産 (百万円)	23,664	27,532	30,196	30,861
純 資 産 (百万円)	19,532	22,311	24,412	25,603
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,107円53銭	1,269円42銭	1,385円78銭	1,455円28銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

(5) 対処すべき課題

「安全で安心な社会」、「快適で効率のよい社会」に向かおうとするニーズは、昨今の社会情勢の中でより強いものとなっております。当社グループはこれらの社会ニーズに対して独自の発想と確かな技術力で応えていくべく、中期経営方針として「『新しい』を生み出す」をスローガンに掲げ、グループ全体で大胆に未来を描き、スピード感を持って事業を推進いたします。「成長戦略」、「事業構造変革」、「生産性改善」、「体質強化」のこれら4つのテーマを強力に推し進め、2019年連結売上高500億円を現実のものとするために邁進いたします。

① 成長戦略

当社の最大の強みである屋外センシング事業を軸として既存事業を確実に拡大させ、並行して新規・成長テーマである「Visual Verification（画像確認）」、「I o T（Internet of Things）ビジネス」へのリソース配分を的確に行うことで、新機軸の確立を加速させます。各事業においてカメラとセンサの融合システムを推進し、インターネットなどの通信・情報伝達手段を活用したトータルソリューションで事業の拡大・強化を図ります。

② 事業構造変革

提携・協業・M&Aを積極的に推進することで、事業・技術・商流を更に強化します。特に新しい事業領域の拡大として、システムソリューション・サービス分野への参入を狙います。

③ 生産性改善

不要なタスクを大胆に削減することで生産性を更に改善し、グループ全体の収益性を継続的に向上させることに取り組みます。

④ 体質強化

グループ情報資源やノウハウを共有することでグループ間の連携を強化し、グループシナジーの最大化を狙います。また、経営戦略に連動した人材開発・意識改革への取り組みを重点方針とし、海外派遣研修制度等を用いたグローバル人材の育成に努めてまいります。

さらにグループ間のコミュニケーションを強化することによってグループの一体感を高め、全グループ・全社員のチャレンジスピリットを結集することで、事業構造のドラステックな変革と、持続的成長を目指してまいります。

以上のように、直面する課題に対して積極果敢に挑戦することにより、企業価値をさらに高め、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に沿える企業集団として、一層の発展を図ってまいります。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
オブテックス・エフエー株式会社	553百万円	54.2%	ファクトリーオートメーション用製品の開発・販売
技研トラステム株式会社	30百万円	100.0%	客数情報システム用製品の開発・販売
株式会社ジーニック	50百万円	100.0%	画像処理関連のIC・LSIの受託開発・販売
OPTEX INCORPORATED	4,000千US\$	100.0%	北・中・南米地域における防犯用製品及び自動ドア用製品の販売
OPTEX DO BRASIL LTDA.	2,250千BRL	100.0% (0.1%)	中南米地域におけるマーケティングサービス及び技術サポート
FIBER SENSYS, INC.	5,300千US\$	100.0%	光ファイバー侵入検知システムの開発・販売
OPTEX (EUROPE) LTD.	2,200千STG £	100.0%	ヨーロッパ・アフリカ・中近東地域における防犯用製品の販売
FARSIGHT SECURITY SERVICES LTD.	594千STG £	100.0%	イギリスにおける遠隔画像監視関連システム利用のサービス
RAYTEC LIMITED	100STG £	100.0%	監視カメラ用補助照明の開発・製造・販売
OPTEX SECURITY SAS	270千EUR	100.0%	フランス国内における防犯用製品の販売
OPTEX TECHNOLOGIES B. V.	64千EUR	100.0%	ヨーロッパ地域における防犯用製品及び自動ドア用製品の販売
OPTEX SECURITY Sp. z o.o.	3,500千PLN	100.0%	東欧地域及びロシアにおける防犯用製品の販売
OPTEX SECURITY, LLC	4,500千RUB	100.0%	ロシア国内におけるマーケティングサービス
OPTEX KOREA CO., LTD.	500,000千KRW	100.0%	韓国国内における防犯用製品の販売
OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED	35,000千INR	80.0%	インド国内における防犯用製品の販売
OPTEX (H. K.), LTD.	21,000千HK\$	100.0%	生産受託品の販売及び部材の調達
OPTEX (DONGGUAN) CO., LTD.	6,500千US\$	100.0%	当社製品等の製造及び中国国内における防犯用製品の販売
オーパルオブテックス株式会社	80百万円	100.0%	会員制スポーツクラブの運営

- (注) 1. 上記のほか、オブテックス・エフエー株式会社の子会社2社、RAYTEC LIMITEDの子会社1社が連結子会社となっております。
2. 議決権比率の()内は、間接所有比率で内数であります。
3. OPTEX INCORPORATEDとOPTEX TECHNOLOGIES INC.は、平成27年1月1日付でOPTEX INCORPORATEDを存続会社とする吸収合併を行いました。
4. OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITEDは、平成27年1月15日付で増資により資本金が35,000千INRに増加しました。
5. OPTEX SECURITY, LLCは、平成27年3月26日付で減資により資本金が4,500千RUBに減少しました。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、赤外線などを利用した検知センサを中心に、防犯用製品・自動ドア用製品・産業機器用製品・照明制御関連製品等の開発・製造・販売を行っております。

主な事業区分別の主要製品及びサービスは次のとおりであります。

事業区分	主要な製品及びサービス内容
センシング事業	
防犯関連	機械警備用侵入検知センサ ワイヤレスセンサシステム 光ファイバー侵入検知システム 監視カメラ用補助照明 センサライト 屋外用LED照明・調光システム
自動ドア関連	自動ドア開閉センサ（壁面・天井センサ、ワイヤレスタッチセンサ）
その他	非接触温度計（ポータブル型、据置型） 濁度・水質分析センサ 安全運転支援装置
FA事業	ファクトリーオートメーション用各種センサ
生産受託事業	EMS（電子機器製造受託）
その他	客数情報システム 電子部品の開発受託 会員制スポーツクラブの運営

(8) 主要な営業所等（平成27年12月31日現在）

名 称	所 在 地	
当 社	本 社 営業所	滋賀県大津市におの浜四丁目7番5号 (本社事務所 滋賀県大津市雄琴五丁目8番12号) 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 (新宿グリーンタワービル19階)
オプテックス・エフエー株式会社	本 社	京都市下京区
技研トラステム株式会社	本 社	京都市伏見区
株式会社ジーニック	本 社	滋賀県大津市
OPTEX INCORPORATED	本 社	米国 カリフォルニア州
OPTEX DO BRASIL LTDA.	本 社	ブラジル サンパウロ州
FIBER SENSYS, INC.	本 社	米国 オレゴン州
OPTEX (EUROPE) LTD.	本 社	イギリス バークシャー州
FARSIGHT SECURITY SERVICES LTD.	本 社	イギリス ケンブリッジシャー州
RAYTEC LIMITED	本 社	イギリス ノーサンバーランド州
OPTEX SECURITY SAS	本 社	フランス アルナス
OPTEX TECHNOLOGIES B. V.	本 社	オランダ ハーグ市
OPTEX SECURITY Sp. z o. o.	本 社	ポーランド ワルシャワ市
OPTEX SECURITY, LLC	本 社	ロシア モスクワ
OPTEX KOREA CO., LTD.	本 社	韓国 ソウル市
OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED	本 社	インド ハリヤナ州
OPTEX (H. K.), LTD.	本 社	中国 香港特別行政区
OPTEX (DONGGUAN) CO., LTD.	本 社	中国 広東省東莞市
オーバルオプテックス株式会社	本 社	滋賀県大津市

(9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,287名	55名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者74名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
285名	10名増	42.0歳	15.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者17名（年間平均雇用人数）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

記載すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,984,596株（自己株式 427,705株を含む）
 (3) 株主数 3,848名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
小林 徹	1,374 千株	8.30 %
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,086	6.56
有本 達也	1,069	6.45
シービーエヌワイ ガバメント オブ ノルウェー	613	3.70
栗田 克俊	459	2.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	457	2.76
ビーエヌワイエムエル ノン トリーティール アカウント	407	2.46
ビーエヌピー パリバセック サービス ルクセンブルグ ジャスデック アパディーン グローバル クライアント アセット	407	2.45
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	275	1.66
エイチエスビーシー ファンド サービスィズ クライアント アカウント 006	269	1.62

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式を427千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 兼 代 表 取 締 役 社 長	小 林 徹	
常 務 取 締 役	神 崎 清 賢	
取 締 役	東 晃	執行役員管理統括本部長・管理本部長
取 締 役	上 村 透	執行役員事業戦略統括本部長
取 締 役	柴 田 昌 彦	執行役員営業統括本部長
取 締 役	今 井 貴 之	執行役員事業統括本部長・SEC事業部長
取 締 役	桑 野 幸 徳	大和ハウス工業株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	黒 田 由 紀 男	
監 査 役	尾 迫 勉	
監 査 役	村 瀬 一 郎	村瀬一郎公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役桑野幸徳氏は、社外取締役であります。
2. 監査役尾迫 勉氏及び監査役村瀬一郎氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役桑野幸徳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役村瀬一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役桑野幸徳氏は、太陽光発電技術研究組合の理事長を兼職しておりましたが、平成27年5月20日付で退任しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	160,654千円 (8,906千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	23,490千円 (10,160千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (3名)	184,144千円 (19,066千円)

- (注) 1. 上記には、平成27年3月28日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成26年3月29日開催の第35回定時株主総会において年額300,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内。ただし、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、平成27年3月28日開催の第36回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額(社外取締役を除く。)として年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月24日開催の第28回定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与11,223千円(取締役7名11,223千円(うち社外取締役1名646千円)、当事業年度に係るストック・オプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額18,667千円(取締役(社外取締役を除く。)6名)を含めております。
5. 上記のほか、平成27年3月28日開催の第36回定時株主総会決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し役員退職慰労金15,663千円を支給しております。
6. 平成27年3月28日開催の第36回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を決議しており、取締役7名に対して総額418,722千円(うち社外取締役1名4,095千円)、監査役2名に対して総額1,085千円(うち社外監査役2名1,085千円)の範囲内で打切り支給を行います。なお、支給時期は各取締役または各監査役の退任時としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	桑 野 幸 徳	大和ハウス工業株式会社社外監査役
監 査 役	村 瀬 一 郎	村瀬一郎公認会計士事務所所長

- (注) 1. 上記兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
2. 取締役桑野幸徳氏は、太陽光発電技術研究組合の理事長を兼職しておりましたが、平成27年5月20日付で退任しております。なお、同組合と当社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	桑 野 幸 徳	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席し、主に企業経営などの分野における豊富な経験と幅広い知識に基づき、独立した観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言及び助言を行っております。
監 査 役	尾 迫 勉	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、監査役会15回の全てに出席し、業務上の豊富な経験に基づき、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
監 査 役	村 瀬 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、監査役会15回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- (2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、OPTEX INCORPORATED 他12社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しております。

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
 - ② 当社監査役は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
 - ③ 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンスに関する委員会を設置し、遵法精神に基づく企業行動並びに社員行動の徹底を図るための重要事項を審議し、推進する。また、「オペテックスグループ行動規範」を制定し、周知徹底することにより当社グループ全役職員のコンプライアンスに対する意識の維持向上に努める。
 - ④ 当社は、内部監査部門として代表取締役社長直轄のグループ経営監査室を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査役会に対しても内部監査の状況を報告する。
 - ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧または謄写できるものとする。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社グループの事業運営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを把握し、その評価を行い、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。また、当該リスク管理の実効性を確保するために委員会を設置しその体制を整備する。
 - ② 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行に当たっては、取締役と執行役員が役割分担等を行い、効率的な業務執行を行うものとする。
 - ② 当社は、グループ企業全体の意思決定の迅速化、適正化を図るため、「グループガバナンス規程」により権限や責任を明確にするとともに、子会社における重要事項については、当社取締役会において審議を行うこととする。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループ企業全てに適用する行動指針として「オペテックスグループ行動規範」を定め、グループ企業全体において遵法経営を実践する。
 - ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の取締役等の職務執行の監督を行うとともに、重要事項の当社への報告を義務付ける。
 - ③ グループ企業を統轄する部署を定め、グループ企業各社の業務を所管する事業部門と連携し、グループガバナンス規程など関連規定に基づき、グループ企業各社の経営管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- (6) 当社監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- (7) 当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査役会に報告する。また、これに係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ② 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことをコンプライアンス規程に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。
- (8) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社監査役及び監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
 - ② 当社グループ企業全ての監査役もしくは監査担当役員は、グループ企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的にグループ監査役会を開催し、意見交換を行う。
 - ③ 当社内部監査部門は、当社監査役との情報交換を含め連携を密にする。
 - ④ 当社監査役会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査役がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,635	流動負債	3,474
現金及び預金	9,901	支払手形及び買掛金	1,133
受取手形及び売掛金	5,907	短期借入金	656
有価証券	800	未払金	649
商品及び製品	2,457	未払法人税等	334
仕掛品	81	繰延税金負債	14
原材料及び貯蔵品	1,254	賞与引当金	159
繰延税金資産	483	役員賞与引当金	15
その他	783	その他	509
貸倒引当金	△34	固定負債	1,783
固定資産	9,225	繰延税金負債	149
有形固定資産	3,022	土地再評価に係る繰延税金負債	23
建物及び構築物	982	退職給付に係る負債	914
機械装置及び運搬具	344	役員退職慰労引当金	259
工具器具及び備品	408	その他	436
土地	1,203	負債合計	5,257
建設仮勘定	83	純 資 産 の 部	
無形固定資産	966	株主資本	23,098
のれん	311	資本金	2,798
その他	655	資本剰余金	3,653
投資その他の資産	5,236	利益剰余金	17,190
投資有価証券	4,254	自己株式	△544
長期貸付金	30	その他の包括利益累計額	984
繰延税金資産	568	その他有価証券評価差額金	138
その他	435	土地再評価差額金	△6
貸倒引当金	△52	為替換算調整勘定	880
資産合計	30,861	退職給付に係る調整累計額	△27
		新株予約権	37
		少数株主持分	1,483
		純資産合計	25,603
		負債及び純資産合計	30,861

連結損益計算書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		27,793
売上原価		13,123
売上総利益		14,669
販売費及び一般管理費		11,507
営業利益		3,161
営業外収益		
受取利息	101	
受取配当金	71	
受取賃貸料	18	
持分法による投資利益	17	
投資事業組合運用益	32	
保険返戻金	3	
その他	28	273
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	167	
賃貸費	18	
投資有価証券売却損	5	
その他	17	212
経常利益		3,222
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	16	21
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	45	45
税金等調整前当期純利益		3,198
法人税、住民税及び事業税	933	
法人税等調整額	142	1,075
少数株主損益調整前当期純利益		2,122
少数株主利益		71
当期純利益		2,051

連結株主資本等変動計算書

（平成27年 1 月 1 日から）
（平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,798	3,653	15,626	△541	21,536
会計方針の変更による 累積的影響額			92		92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,798	3,653	15,718	△541	21,628
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△579		△579
当 期 純 利 益			2,051		2,051
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,471	△2	1,469
当 期 末 残 高	2,798	3,653	17,190	△544	23,098

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	204	△9	1,230	△28	1,397	18	1,460	24,412
会計方針の変更による 累積的影響額								92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	204	△9	1,230	△28	1,397	18	1,460	24,505
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△579
当 期 純 利 益								2,051
自己株式の取得								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△66	2	△349	0	△413	18	23	△371
当期変動額合計	△66	2	△349	0	△413	18	23	1,098
当 期 末 残 高	138	△6	880	△27	984	37	1,483	25,603

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 21社
- ・連結子会社の名称
オプテックス・エフエー(株)、センサビジョン(株)、
広州奥泰斯工業自動化制御設備有限公司、技研トラステム(株)、(株)ジーニック、
OPTEX INCORPORATED、OPTEX DO BRASIL LTDA.、FIBER SENSYS, INC.、
RAYTEC SYSTEMS INC.、OPTEX (EUROPE) LTD.、FARSIGHT SECURITY SERVICES LTD.、
RAYTEC LIMITED、OPTEX SECURITY SAS、OPTEX TECHNOLOGIES B. V.、
OPTEX SECURITY Sp. z o. o.、OPTEX SECURITY, LLC、OPTEX KOREA CO., LTD.、
OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITED、OPTEX (H. K.), LTD.、
OPTEX (DONGGUAN) CO., LTD.、オーパルオプテックス(株)

② 非連結子会社の状況

該当はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・関連会社の名称
ジックオプテックス(株)、オフロム(株)

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法非適用関連会社の数 1社
- ・持分法非適用関連会社の名称
(株)イー・ルミネックス
- ・持分法を適用しない理由
当期純利益・利益剰余金等に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、OPTEX PINNACLE INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産

商品及び製品、

仕掛品、原材料……………主として総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

- デリバティブ……………時価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
- 無形固定資産……………定額法によっております。
- （リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にわたる定額法によっております。
- リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用して
おります。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……………国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。
- ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 退職給付に係る負債の計上基準
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の連結子会社では簡便法を採用しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
 - 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
 - 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理方法
- 税抜方式によっております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。また、金額が僅少な場合は、当該勘定が生じた年度の損益としております。

(6) 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が136百万円減少し、利益剰余金が92百万円増加しております。これに伴い1株当たり純資産額は5円59銭増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,256百万円

(2) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年 法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	平成11年12月31日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額	715百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	732百万円

なお、当該事業用土地の平成27年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を406百万円下回っております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	16,984,596株	一株	一株	16,984,596株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末の株式数
普通株式	435,407株	878株	一株	436,285株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月28日 第36回定時株主総会	普通株式	248	15	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年8月5日 取締役会	普通株式	331	20	平成27年6月30日	平成27年9月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月26日 開催予定の第37回 定時株主総会	普通株式	331	利益剰余金	20	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 104,000株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、余資は主として安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は営業債権の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの社内規定に従い、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、一部は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券である株式並びに債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。債券は取締役会の承認を受けた社内方針に従い、一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。

デリバティブ取引は、取締役会の承認を受けた社内方針に従って行っており、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	9,901	9,901	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,907	5,907	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	170	170	0
その他有価証券	4,477	4,477	—
(4) 支払手形及び買掛金	(1,133)	(1,133)	—
(5) 短期借入金	(656)	(656)	—
(6) 未払法人税等	(334)	(334)	—
(7) デリバティブ取引	20	20	—

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)短期借入金並びに(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格によるものであります。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
関係会社株式	227
非上場株式	113
投資事業有限責任組合出資証券	66

これらについては、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産に関する注記につきましては、重要性が乏しいため開示を省略しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,455円28銭
(2) 1株当たり当期純利益	123円96銭

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,914	流動負債	1,743
現金及び預金	3,721	買掛金	530
受取手形	784	短期借入金	656
売掛金	2,329	未払金	170
有価証券	800	未払法人税等	163
商品及び製品	1,489	未払費用	82
原材料及び貯蔵品	256	賞与引当金	33
前払費用	7	役員賞与引当金	12
繰延税金資産	157	その他	94
未収入金	256	固定負債	968
その他	110	土地再評価に係る繰延税金負債	23
固定資産	12,036	退職給付引当金	522
有形固定資産	2,261	その他	421
建物	872	負債合計	2,712
構築物	36	純 資 産 の 部	
機械装置	27	株主資本	19,108
車両運搬具	2	資本金	2,798
工具器具備品	131	資本剰余金	3,649
土地	1,115	資本準備金	3,649
建設仮勘定	76	利益剰余金	13,194
無形固定資産	195	利益準備金	370
電話加入権	5	その他利益剰余金	12,824
ソフトウェア	190	別途積立金	7,200
投資その他の資産	9,579	繰越利益剰余金	5,624
投資有価証券	3,492	自己株式	△534
関係会社株式	4,675	評価・換算差額等	111
関係会社出資金	839	その他有価証券評価差額金	118
長期貸付金	247	土地再評価差額金	△6
破産債権等	34	新株予約権	18
繰延税金資産	277		
差入保証金	25	純資産合計	19,239
保険積立金	2		
その他	22		
貸倒引当金	△37		
資産合計	21,951	負債及び純資産合計	21,951

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から
平成27年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		12,605
売 上 原 価		6,786
売 上 総 利 益		5,818
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,029
営 業 利 益		1,789
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
受 取 配 当 金	609	
受 取 賃 貸 料	39	
投 資 事 業 組 合 運 用 益 他	32	
そ の 他	4	738
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
為 替 差 損	104	
賃 貸 費 用	29	
投 資 有 価 証 券 売 却 損 他	5	
そ の 他	2	145
経 常 利 益		2,382
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	16
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	13	13
税 引 前 当 期 純 利 益		2,385
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	543	
法 人 税 等 調 整 額	55	599
当 期 純 利 益		1,786

株主資本等変動計算書

（平成27年 1 月 1 日から）
（平成27年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,798	3,649	370	7,200	4,325	11,895
会計方針の変更による 累積的影響額					92	92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,798	3,649	370	7,200	4,417	11,987
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△579	△579
当 期 純 利 益					1,786	1,786
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	1,206	1,206
当 期 末 残 高	2,798	3,649	370	7,200	5,624	13,194

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 予 約 株 権	純 資 産 計 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△531	17,811	189	△9	180	-	17,991
会計方針の変更による 累積的影響額		92					92
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△531	17,904	189	△9	180	-	18,084
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△579					△579
当 期 純 利 益		1,786					1,786
自己株式の取得	△2	△2					△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△70	2	△68	18	△49
当 期 変 動 額 合 計	△2	1,204	△70	2	△68	18	1,155
当 期 末 残 高	△534	19,108	118	△6	111	18	19,239

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの……………事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品、製品、原材料……………総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
貯蔵品……………最終仕入原価法
- ④ デリバティブ……………時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にわたる定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

- (4) 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
- (5) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (6) 会計方針の変更
(退職給付に関する会計基準等の適用)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が136百万円減少し、繰越利益剰余金が92百万円増加しております。これに伴い1株当たり純資産額は5円58銭増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,297百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 1,609百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 257百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 308百万円 |
- (3) 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を土地再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年 法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める不動産鑑定評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	平成11年12月31日
当該事業用土地の再評価直前の帳簿価額	715百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	732百万円

なお、当該事業用土地の平成27年12月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を406百万円下回っております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 売上高 | 6,626百万円 |
| ② 仕入高 | 4,696百万円 |
| ③ その他の営業取引高 | 40百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 631百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	426,827株	878株	一株	427,705株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

流動資産

繰延税金資産

たな卸資産	97百万円
事業税	21百万円
賞与引当金	10百万円
研究開発費	9百万円
貯蔵品	5百万円
その他	12百万円
繰延税金資産合計	157百万円
繰延税金資産の純額	157百万円

固定資産

繰延税金資産

関係会社株式	222百万円
退職給付引当金	167百万円
長期未払金	134百万円
投資有価証券	26百万円
研究開発費	9百万円
その他	35百万円
繰延税金資産小計	595百万円
評価性引当額	△262百万円
繰延税金資産合計	333百万円

繰延税金負債

その他有価証券	△56百万円
繰延税金負債合計	△56百万円
繰延税金資産の純額	277百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な原因別の内訳

法定実効税率	35.38%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.77%
試験研究費税額控除	△6.26%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.14%
海外配当源泉税	1.07%
住民税等均等割	0.21%
その他	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.12%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は46百万円減少し、法人税等調整額が51百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	OPTEX INCORPORATED	100.0	—	当社製品の販売	製品の販売	1,594	売掛金	400
	OPTEX (EUROPE) LTD.	100.0	—	当社製品の販売	製品の販売	2,494	売掛金	374
	OPTEX TECHNOLOGIES B.V.	100.0	—	当社製品の販売	製品の販売	1,111	売掛金	342
	OPTEX (DONGGUAN) CO., LTD.	100.0	—	当社製品の製造委託及び仕入、部材の供給	部材の供給 製品の仕入	667 3,431	未収入金 買掛金	132 202

(注) 1. 消費税等の会計処理は税抜方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりませんが、取引金額に消費税等の額は含んでおりません。

2. 製品の販売に関する価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議の上、決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,160円88銭
(2) 1株当たり当期純利益 107円89銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

オプテックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安 藤 泰 蔵 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴 木 朋 之 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オプテックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オプテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月18日

オブテックス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安藤泰蔵 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木朋之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オブテックス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社及び子会社の監査役により構成される会議等を通じて、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月19日

オペテックス株式会社 監査役会

常勤監査役	黒	田	由紀男	⑩
社外監査役	尾	迫	勉	⑩
社外監査役	村	瀬	一郎	⑩

以上